

小委員会の設置について（案）

住宅審議会における円滑な審議に資するよう、専門的、機動的、効率的な検討を行うため、下記の小委員会を住宅審議会運営規程第 6 条の規定に基づき設置する。

※ 住宅審議会運営規程第 6 条

「審議会又は部会は、必要があると認めるときは、特定の事項を調査審議させるため、小委員会を置くことができる。」

■ 今後のマンション管理のあり方検討小委員会

委員長	檜谷 美恵子	(住宅政策)
委員	石川 路子	(経済政策)
	松原 永季	(まちづくり)
	中尾 悦子	(行政法)

また、マンション管理の実務に精通した以下の者を追加する。

玉田 一成	(一般社団法人兵庫県マンション管理士会 会長)
武田 弘	(特定非営利活動法人チームそれいゆマンション管理支援機構 理事長)
根津 昌彦	(合資会社ゼンクリエイト 代表社員)
濱本 聡	(和田興産株式会社 専務取締役)

※ 住宅審議会運営規程第 3 条

「会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。」